

令和8年度私立幼稚園施設整備費補助金 申請時の注意事項

標記国庫補助金の申請をご検討いただく際には、下記の注意事項をご一読の上、補助申請に該当する事業のご申請をお願いいたします。

1 学校法人立の幼稚園が対象です。

ただし、個人立等の幼稚園でも、令和8年度中に学校法人化する場合は、本補助の対象となります。個人立等幼稚園で本募集終了後の募集での申請を検討される場合は、個別にお問い合わせください。

2 内定前に契約の締結（着手金の支払い含む。）や工事の着工はできません。

本補助金は、文部科学省所管の国庫補助金です。文部科学省からの内定が出る前に契約や工事に着工すること（内定前着手）はできません。

また、契約を締結していなくても、内定前に着手金を支払うなどといった場合も「内定前着手」に該当します。内定前の着手が行われた場合は、どのような理由であっても、本補助金の交付を受けることができなくなります。

なお、事業計画書提出から内定までに要する平均的な期間は1～2か月程度ですが、文部科学省の審査が完了せず、過去には4か月を要した事例もありますので、ご希望の時期に契約締結・工事着工ができない可能性があります。

3 対象は内定後に契約し、令和8年度中に完了する工事です。

文部科学省が採択した事業について、事業計画書を随時提出し、内定の通知があった後に契約し、令和8年度に完了する工事が対象です。

4 採択された事業でも補助の対象とならない場合があります。

事業の採択があった後、ご提出いただく事業計画書の審査等において、補助要件に該当しないことが判明し、補助の対象とならない場合があります。

なお、施設の老朽化及び破損等を理由としたものは、原則として補助対象外となります。